

練馬区情報化基本計画（令和2年度～6年度）（素案）
に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和元年12月11日（水）から令和2年1月17日（金）まで

(2) 周知方法

- ア ねりま区報（12月11日号）・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、企画課での閲覧
- イ 区政改革推進会議への説明

(3) 意見件数

17件（3名・1団体）

2 寄せられた意見の内訳

| 項目 | 件数 |
|------------------------------------|----|
| 計画全体に関すること | 7 |
| 取組2-2 児童・生徒一人ひとりに応じた、きめ細かい指導・支援の充実 | 3 |
| 取組4-1 データ利活用推進のための庁内の環境整備 | 1 |
| 取組4-2 マイナンバー制度の活用促進 | 5 |
| その他 | 1 |
| 合計 | 17 |

3 意見に対する対応状況

| 対応区分 | 件数 |
|------------------------------|----|
| ◎ 意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの | 1 |
| ○ 素案に趣旨を掲載しているもの | 7 |
| □ 素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの | 4 |
| △ 事業実施等の際に検討するもの | 1 |
| ※ 趣旨を反映できないもの | 2 |
| － その他、上記以外のもの | 2 |
| 合計 | 17 |

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

| No | 意見項目 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|--------------------------------------|---------------------------|--|--|------|
| 全体に関すること | | | | |
| 1 | 第1章 計画の基本的な考え方 | 計画期間の5年間は長いのではないか。5Gの世界になると、様々でることが変わるように感じる。 | 第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン（年度別取組計画）の見直しや、最新の技術動向等を踏まえ、必要に応じて計画の中間見直しを行います。 | ○ |
| 2 | 第5章 推進体制 | 第5章に推進体制の記載があるが、デジタルデバイドへの配慮など、進め方について追記した方が良いのではないかと。 | ICTの活用に当たっては、第3章に記載の「取組の視点」に基づき、代替手段を設けるなど、ICTを利用できない方へのサービスを維持するよう配慮しながら取り組みます。 | ○ |
| 3 | — | デジタルデバイド対策について、どう考えているか。ICTを使えない方に配慮した施策を残してもらいたい。 | | ○ |
| 4 | — | 情報化の取組は、他自治体でも同様に進めているものと考えているが、効率性等の観点から他自治体と共同で取り組むようなものはないか。 | 区では、東京都と都内の区市町村が共同で運営する東京共同電子申請・届出サービスなど、他自治体と共同でシステムを利用することで、経費の抑制や効率性の向上を図っています。 引き続き、自治体クラウドや、基幹系システムの仕様統一に向けた国の動向等を注視しながら取組を進めます。 | ○ |
| 5 | — | 各取組について、費用対効果の検証は行っているのか。 | ICTの導入に当たっては、その目的や必要性、導入の効果、経費などを総合的に判断しています。導入後も、有効性や効率性等について評価を行っています。 | □ |
| 6 | — | イラストで可視化されており、とてもわかりやすく工夫されていると感じた。 | 今後も引き続き、わかりやすい情報発信、情報提供に努めていきます。 | — |
| 7 | — | ICTにより便利になる一方で、対面での人との触れあいがなくなってしまふことは寂しくも感じる。困ったときに相談ができたり、職員が住民のことを考えてくれていることを実感できるような、あるいは職員側も住民の気持ちを感じ取れるような部分は残して欲しい。 | 区民の視点に立ち、利便性が高められるものはデジタル化を進めます。必要とする方に必要な支援やサービスを提供できるよう、引き続き対面による相談や手続き等に対応していきます。 | △ |
| 目標2 ICTを活用した安心して心豊かに暮らせるまちの実現 | | | | |
| 8 | 2-2 ①学校教育におけるICT利活用の推進 | 全小中学校の児童・生徒一人ひとりにICT教育指導が行き渡る様にタブレット配備を早急にして欲しい。4月以降のICT教育指導はどうなるのか。 | 令和2年度から4年度までに、児童・生徒全員がタブレットパソコンを利用できるようにします。令和2年度は、12月から全小中学校で約15,000台の利用を開始します。 | ◎ |

| No | 意見項目 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|---------------------------|----------------------------|--|--|------|
| 9 | 2-2 ①学校教育におけるICT利活用の推進 | 不登校児童・生徒一人ひとりの多様性に配慮したタブレット端末の配給、学習支援を推進して欲しい。 | 現在、適応指導教室や別室登校の児童・生徒に対し、タブレットパソコンを活用した学習支援を実施しています。今後、児童・生徒全員へのタブレットパソコンの配備にあわせ、学習支援をさらに充実します。 | ○ |
| 10 | 2-2 ①学校教育におけるICT利活用の推進 | 不登校児童・生徒一人ひとりの多様性に配慮し、ICT教育に向けた専門士の人員確保と配置をして欲しい。 | 現在、適応指導教室等の教職員などを対象に、事業者によるタブレットパソコンや学習アプリの操作・活用研修を実施しています。今後も引き続き、教職員等のICT利活用のスキルを向上させながら、学習支援体制の充実を図っていきます。 | □ |
| 目標4 デジタル社会に向けた基盤整備 | | | | |
| 11 | 4-1 データ利活用推進のための庁内の環境整備 | 蓄積されるデータを活用して、政策に反映(還元)していくような視点も必要と考える。 | 区が保有するデータを政策に有効に活用していけるよう、庁内データの現状把握やデータ分析システムの試行検討、個人情報の利活用に関する考え方の整理などに取り組んでいきます。 | ○ |
| 12 | 4-2 マイナンバー制度の活用促進 | マイナンバーカードの利便性や安全性を強調するのではなく、作成はあくまでも任意であることを明確にすること。 | マイナンバーカードの交付は、番号法により本人の申請に基づくことが規定されており、任意であることは明らかです。 | □ |
| 13 | 4-2 マイナンバー制度の活用促進 | 学校や介護施設などへの出張申請サービスなど、区民に作成の勧奨をしないこと。 | マイナンバーカードの普及促進を図っていく国の方針を踏まえ、区では団体等から要請があった場合は、可能な範囲で出張申請受付を実施していきます。 | ※ |
| 14 | 4-2 マイナンバー制度の活用促進 | マイナンバーカード普及策としての健康保険証や自治体ポイントの付与などはすべきではない。 | マイナンバーカードの健康保険証としての利用やマイナポイントなどは、法の趣旨等を踏まえ、必要な対応を進めます。 | ※ |
| 15 | 4-2 マイナンバー制度の活用促進 | マイナンバーカードが無くても各種手続きができるように制度設計すること。 | マイナンバーカードは、各種手続き等における手段の一つであり、保有していない方も手続きが可能です。 | □ |
| 16 | 4-2 マイナンバー制度の活用促進 | 国として求めているのは、マイナンバーカードの普及・利活用の促進が肝と考えるが、区としてどのように対応していこうと考えているのか。 | 区では、令和元年10月に、マイナンバーカードの交付枚数想定を示した「マイナンバーカード交付円滑化計画」を策定しました。計画に基づき、区の実情を踏まえながら、カードの普及促進を図るとともに、カードの活用による利便性の向上に取り組んでいきます。 | ○ |

| No | 意見項目 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|-----|------|--|--|------|
| その他 | | | | |
| 17 | — | 区立学校のPTA活動におけるデジタル化についても検討して欲しい。具体的には、連絡文書の配信・回収・ボランティア・アンケート等の募集とその集計等が可能なメール配信システムの導入など。 | PTA活動におけるデジタル化については、先進事例等を調査・研究し、必要に応じた情報提供を行っていきます。 | — |